

美作圏域指定相談支援 事業者集団指導

令和7年3月24日

美作市保健福祉部福祉政策課 福祉係

目次

1. 計画相談支援 (P 3)
2. 障害福祉サービス利用手順 (P 5)
3. 各種提出書類 (P 8)
4. 注意点等 (P 12)
5. 請求関連 (P 15)
6. その他 (P 18)

1 . 計画相談支援

計画相談支援

○市町村が指定する特定相談支援・障害児相談支援事業者が実施

計画作成 「サービス利用支援」 「障害児支援利用援助」
モニタリング 「継続サービス利用支援」 「継続障害児支援利用援助」

「自らサービス等の利用調整が困難な利用者等に対し、
ケアマネジメントのプロセスに沿った計画を作成」



「その計画に沿った支援を実施」



「定期的なモニタリングの実施」 「計画の見直し」
等を行いながら 継続的に支援

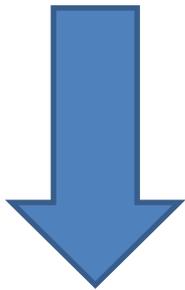
この一連の業務

2. 障害福祉サービス利用手順

サービス利用手順

1. 相談・申請

市役所や相談支援事業所にて利用希望者からの相談受付



相談支援事業者への依頼

- ・ サービス等利用計画案の作成
- ・ サービス事業所との連絡調整

2. 支援区分認定調査

市の認定調査員が、利用希望者と面談を実施（認定調査）



3. 審査・判定

調査の結果および医師の診断結果をもとに、
市の認定審査会で障害支援区分を決定

4. 支援区分決定（認定）・通知

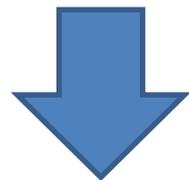
- ・利用者へ障害支援区分の通知



相談支援事業者の業務

- ・サービス等利用計画案の交付

- ・サービス等利用計画案をもとに支給決定、受給者証発行



5. 事業所と契約

サービスを利用する事業所の決定、利用契約



相談支援事業者の業務

- ・担当者会議の実施
- ・本計画の作成
- ・定期的なモニタリングの実施

6. サービスの利用開始

サービスの利用を開始

3. 各種提出書類

サービス等利用計画案

- 計画案、モニタリング報告については利用者等と面談の上作成
 - ※**受給者証番号**、計画案作成日等の記載漏れに注意
- サービスの支給決定は、サービス等利用計画案を基に決定
 - 本人に必要な受給量の慎重な見極めが必要
 - 基本単位数以上の受給等、個別の取り扱いを希望する場合は理由、その背景等明確に記載**
- 日中活動系サービスでは、各月の日数から8日を控除した日数が原則上限
 - 利用者の状態等により、原則の日数を超えて利用する必要がある場合は、理由・その背景等明確に記載**

週間計画表

- サービスの受給量に対応した計画であること
 - ※受給量に対し利用計画が矛盾しないこと
- 各種サービス利用時間について
 - サービス名に加え、具体的な提供内容を記載
(食事の準備、掃除、着替え等々)

署名について

○署名について

モニタリング報告書

利用者の署名等についての明確な定めがないため、署名は必須ではない

→美作市の場合は署名をお願いしている

計画案、本計画

主務省令より「相談支援専門員は、（略）文書により利用者の同意を得なければならない。」とされており、必ずしも署名である必要はない

→署名だけでなく記名押印等も考えられる

4. 注意点等

介護保険との優先関係

○介護保険法に基づくサービスを利用可能な方（受給権者）

→**介護保険のサービスを優先的に利用**

○介護保険制度対象者

介護保険の被保険者は下記2種類

①第1号被保険者（65歳以上の方）

原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となった場合

→介護保険サービス利用可

②第2号被保険者（40歳から64歳までの医療保険加入者）

がん、関節リウマチ、脳血管疾患ほか特定疾病に定められた病気で
介護や日常生活の支援が必要となった場合

→介護保険のサービス利用可

※第2号被保険者のうち、生活保護受給者は障害福祉サービスが優先

障害福祉サービス固有のサービス

- 介護保険サービスには相当するものがないもの
→介護保険の受給権者であっても利用可能

行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、
就労移行支援、就労継続支援等

5 . 請求関連

受給者証の確認

障害福祉サービス等は、利用者が支給決定・受給者証の交付を受けてはじめて利用ができます。

サービス提供事業者は、受給者証に記載されている支給量・支給決定期間・利用者負担上限月額・利用者負担適用期間等を確認したうえで、サービス提供を行ってください。

支給決定期間外にサービスを提供した場合、原則給付費は支給できませんのでご注意ください。

受給者証の内容について、期間更新や変更が必要な場合、障害福祉サービス等支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、介護(訓練等)給付費の支給申請の案内を行ってください。

計画相談・障害児相談支援給付費の算定

基本的な考え方

- ① サービス利用支援費 及び 継続サービス利用支援費
障害児支援利用援助費 及び 継続障害児支援利用援助費

→月額報酬のため

※同一の月に複数回行ったとしても、それぞれ1回しか算定できない。

- ② 同一の月中にモニタリングを行った後、計画を作成した場合

→モニタリングの費用 算定不可

→計画作成の費用 算定可

- ③ 計画を作成後、同一の月中にモニタリングを行った場合

→両方の算定可

その他

計画案の提出について

計画案の提出が遅れると、受給者証の発行が遅れる。
また、利用者からの問い合わせや、不安につながるため、
できるだけ早く提出をお願いします。

計画作成、モニタリングについて利用者等よりよく苦情が入る内容

- サービス提供事業所の支援員と話し、自分の話を詳しく聞いてもらえない
- 電話に出ない、電話の折り返しがない
- サービス利用について自分の思いが伝わっていない など